

安心して子供を生み、育てることのできる環境づくり

【多子世帯医療費助成事業】

対象となる世帯と医療費
満22歳以下の子どもを3人以上養育している「多子世帯」の中学生以下の全てのお子さんの医療費

助成対象
町内外の医療機関・薬局において負担された医療費（保険適用の医療分）

助成の方法
医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払っていただき、領収書を健康福祉課に持参してください。後日、口座に振込みます。（手続きに必要なもの：領収書・健康保険証・印鑑・保護者名義の通帳）（今後、医療機関窓口での支払いが不要となるよう受給資格証を発行する予定）



【一般不妊治療費・特定不妊治療費助成事業】

不妊治療を受けておられるご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。

	一般不妊治療（保険適用の不妊治療及び検査・人工授精）	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）
対 象 者	戸籍上婚姻関係にあり、夫婦のどちらかが奥出雲町に住所を有する方	左記の方のうち、「島根県特定不妊治療費助成制度」の助成を受けた方
限 度 額 ・ 助成期間等	限度額：年間3万円まで 助成期間：3年間	限度額：1回の治療につき7万5千円まで 助成回数：1年度あたり2回まで
申請に必要なもの	助成申請書兼医療機関証明書 （書類は健康福祉課にあります。申請前に医療機関で治療の証明を受けてください。 領収書 申請者名義の通帳、印鑑 婚姻関係が証明できるもの	島根県から発行された特定不妊治療費助成事業承認決定通知書 領収書 申請者名義の通帳、印鑑
助 成 対 象 となる費用	平成22年4月1日以降の治療分	

お問合せ・申請窓口 健康福祉課 有線：31-5130 電話：54-2781
必要書類は奥出雲町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.okuizumo.shimane.jp/>

【多子世帯保育料等軽減事業】

対 象：町内の保育所（幼稚園）、幼稚園に入所・入園年度において中学3年生以下で、保護者が育てている児童が3人以上いる世帯のうち、町内に住所を有する3人目以降の児童

軽減措置：保育所 第3子以降の保育所（幼稚園）保育料を無料
幼稚園 第3子以降の幼稚園保育料を無料、幼稚園給食費を町が負担します

【子ども手当】

対 象：中学3年生までの子どもを養育している方
支給額：平成22年4月から一律13,000円/月
支給月：支払は年3回（6月・10月・2月）
申請等：児童手当受給者の方は申請の必要はありません。
・新たに子ども手当の対象となる子ども（中学2年生と3年生）がいる場合には、「認定請求書」の提出が必要です。（用紙は該当世帯へ4月末頃に送付予定）

お問合せ先 生涯学習課子育て支援室
有線 20-4267
電話 52-2680

新規採用職員の紹介

4月1日付けで次の職員を採用したので紹介します。



福祉事務所 福祉係
落合 孝行
（三沢）

大好きな奥出雲町に帰ってこれて幸せです。安心でき、幸せを感じられる町を皆さんと一緒につくっていきたいと思っています。よろしくお願いします。



農業振興課 農政係
高橋 淳美
（横田）

生まれ育った自然豊かな奥出雲町で働けることをとても嬉しく思います。奥出雲町発展のため、精一杯頑張りますので、ご指導の程よろしくお願いします。



環境政策室 環境政策係
藤原 二郎
（馬木）

町民の皆様とふれあいが、住みよい奥出雲町になるよう日々努力していきたいと思います。よろしくお願いします。



総務課 行政係
長谷川 稔
（阿井）

生まれ育った奥出雲町に少しでも貢献できるよう、一生懸命頑張りたいと思います。至らない点も多々あると思いますが、ご指導の程よろしくお願いします。



奥出雲病院 地域医療室
吉川 聖一
（三成）

これまでの経験を活かし、適切な相談援助ができるよう努力したいと思います。ご指導の程よろしくお願いします。



奥出雲病院 リハビリテーション科
植田 祐子
（三成）

地域の皆様へのリハビリテーションが提供できるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いします。



健康福祉課 保健衛生第2係
立石 琴美
（阿井）

生まれ育った奥出雲町で働けることを嬉しく思います。保健師として地域の皆様のお役に立てよう頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いします。



教育総務課 学校教育係
勝部嘉奈子
（八川）

奥出雲町の皆様方のお役に立てるよう、健康管理をして日々研鑽を重ね、努力して参ります。ご指導の程、どうぞよろしくお願いします。

特定計量器 定期検査の お知らせ

お問合せ先
地域振興課
有線 31-5264
電話 54-2524

取引又は証明に使用される計量器は、2年に1回定期検査を受ける必要があります。今年度、下記のとおり検査が実施されますので、該当の計量器をお持ちの方は、最寄りの会場まで持ち出して受検してください。

検 査 日	時 間	場 所
5月24日(月)	10:30~11:30	阿井公民館
	13:00~14:00	三沢公民館
	14:30~15:30	布勢公民館
5月25日(火)	10:30~11:30	亀嵩公民館
	13:00~15:30	役場仁多庁舎(駐車場)
5月26日(水)	11:00~12:00	八川公民館
	13:30~15:00	馬木公民館
5月27日(木)	10:30~11:30	鳥上公民館
	13:00~15:30	横田コミュニティセンター

なお、検査の際には、印鑑と手数料が必要です。